

問い合わせ先

海上保安庁 第四管区海上保安本部
マリンレジャー安全推進室

(人身事故統計及び同事故防止担当)
警備救難部 救難課長 灘波 陽子 (内線 3250)
(船舶海難統計担当)
交通部 企画課長 小野 祐輔 (内線 2610)
(船舶海難防止担当)
交通部 安全課長 安達 裕司 (内線 2620)
電話 052-661-1611 (代表)

平成 26 年 6 月 27 日



夏季安全推進活動について

未然に防ごう！海浜事故

～本格的なマリンレジャーシーズンに備え～

第四管区海上保安本部では、マリンレジャー活動が最盛期を迎える7、8月を夏季安全推進活動期間と定め、同期間におけるマリンレジャー事故防止を図るための安全推進活動を行います。同安全推進活動では、海水浴場など海浜部の巡回にあわせマリンレジャーの活動形態に応じた安全指導を行うほか、プレジャーボート利用者に対する安全講習や民間団体と連携したパトロールなどを行います。

また、18歳以下の若年齢層に対しては、夏休み前に学校等のプールを使用し、海上保安官による安全講習を行い事故防止に努めます。

夏季安全推進活動期間

平成 26 年 7 月 1 日 (火) ~ 同年 8 月 31 日 (日) 2 ヶ月間

安全推進活動内容

1 マリンレジャー活動者に対する活動

全てのマリンレジャー活動者に対し、次の『自己救命策3つの基本』の周知を行うとともに、海水浴場などでのマリンレジャー活動者やプレジャーボートの利用者に対しては、形態に応じた安全指導を行います。

- ・ライフジャケットの常時着用

- ・連絡手段の確保（防水処置を施した携帯電話等）
- ・118番の有効活用

（１）海水浴場や岸壁でのマリンレジャー活動者に対する安全指導

海上保安官による海水浴場や岸壁、防波堤への巡回にあわせ、以下の安全指導を行います。

- 遊泳者・・・遊泳中の子供の監視、飲酒の抑制、遊泳区域の遵守
- 釣り人・・・海中転落の防止
- サーファー・・・自己技能の把握、離岸流に対する注意

（２）プレジャーボート利用者に対する安全指導

海上保安官の海上や海浜での現場指導にあわせ、プレジャーボート利用者に対し、見張りや発航前の点検の励行、気象の把握について安全指導を行います。

また、気象・海象等の海での安全情報を知る上で有効な「海の安全情報メール」の積極的な活用を呼びかけます。

2 民間団体とのパトロール

サーファーの多い渥美半島においては、警察や消防、地元のサーフィン協会などと合同で安全パトロールを行い、サーファーに対し、自己技能の把握や離岸流に対する注意を呼びかけます。

3 若年齢層に対する安全講習

若年齢層の死亡事故発生を防ぐために、希望する小学校等においては児童、生徒に対し、海上保安官による小学校等のプールを使用してのライフジャケットの着用体験や着衣泳法の指導を行い、誤って海に落ちた際に身を守る方法を身につけてもらいます。

また、「海に行く際は大人と一緒に行く」「決められた場所（遊泳区域）で泳ぐ」など事故に遭わないための安全指導も行います。

4 上記以外の活動等

上記以外に、次の活動を予定しております。

- ・ 6月30日に鳥羽海上保安部巡視船いすず潜水土による溺者救助訓練公開
- ・ 中部小型船安全協会等との合同パトロール
- ・ マリーナによるプレジャーボート愛好家に対する講習会等への海上保安官の参加
- ・ 7月15日1200～1330の間、田原市赤羽根海岸において海浜事故防止のための離岸流調査啓発活動
(潜水土、巡視船及び航空機等により実施：詳細別途)
- ・ 夏季安全推進活動期間中、7月19日から8月17日までの間の土日祝日などにおける航空機及び潜水土等による救難体制の強化